

徳島県告示第五百九十号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次のとおり工事が完了したことを公告する。

令和二年九月二十五日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

開発区域又は工区に含まれる 地域の名称	開発許可を受けた者	
	住 所	氏 名
小松島市金磯町字土手町八〇番一	勝浦郡勝浦町大字三溪字 平山四五番地	有限会社三溪商事
名西郡石井町高原字東高原八五番三並びに 八六番一及び八六番六の各一部並びに八六 番一の地先町有地	名西郡石井町石井字石井 四七九番地一〇	関西ハウジング株式 会社
板野郡北島町中村字中内二九番一及び三〇 番一	板野郡北島町中村字河原 一一番地三	社会福祉法人友愛福 社会